

第百十号議案

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和三十九年東京都条例第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特例児童扶養資金」の下に「又は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金若しくは同令附則第八条第一項に規定する父子臨時児童扶養資金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百十七号）の施行に伴い、償還未済額の一部の償還の免除に関する規定を改める必要がある。